

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)
(當日が休日は、その翌日)

する規則

(趣旨)

第一条 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第六十四条の二第一項の規定により学年による教育課程の区分を設けない県立高等学校の定時制の課程(以下「単位制による定時制の課程」という。)の運営については、この規則に定める特例によるほか、鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)及び鳥取県立高等学校学則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第十号)の定めることによる。

(実施校)

第二条 単位制による定時制の課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。

高等學校名	課程名	學科名
鳥取西高等学校	定時制課程	普通学科
		普通科

(学期)
第三条 単位制による定時制の課程に係る学期は、次のとおりとする。

一 第一学期 四月一日から九月三十日まで

二 第二学期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(入学)

第四条 単位制による定時制の課程に入学(第六条から第八条までの規定による入学を除く。以下この条及び次条において同じ。)を志願しようとする者は、別に定めるところにより、入学志願書を校長に提出しなけ

鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則をここに公布する。

平成元年一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県立高等学校の単位制による定時制の課程の運営の特例に関する規則

ればならない。

- 2 前項に規定するもののほか、単位制による定時制の課程への入学の志願については、鳥取県公立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）に規定するところによる。

- 3 単位制による定時制の課程への入学者の選抜については、別に定めるところによる。

- 第五条 単位制による定時制の課程への入学の許可は、第一学期の始めに行う。ただし、校長は、教育上支障がないときは、第二学期の始めに入学を許可することができる。

- 2 単位制による定時制の課程への入学の許可を受けようとする者は、入学許可願を校長に提出しなければならない。

- 3 校長は、前項の入学許可願の提出があつた場合において、教育上支障がないと認めたときは、当該入学許可願を提出した者の単位制による定期制の課程への入学を許可するものとする。

- 4 校長は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の単位制による定期制の課程への入学を許可したときは、入学許可書をその者に交付するものとする。

（編入学）

- 第六条 校長は、相当年齢に達し、相当の学力があると認められる者で單

位制による定期制の課程に編入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めたときは、相当の期間を在学すべき期間として、その者を入学させることができる。

- 2 前項に規定する学力の認定については、校長が別に定める。

- 3 単位制による定期制の課程に編入学を希望する者は、入学志願書を校

長に提出しなければならない。

- 4 第四条第二項及び前条第一項から第四項までの規定は、単位制による定期制の課程への編入学について準用する。

（転入学）

- 第七条 校長は、他の高等学校の生徒で単位制による定期制の課程に転入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めたときは、その者の修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、入学させることができる。

- 2 単位制による定期制の課程への転入学を希望する生徒は、入学志願書にその者の在学する高等学校の校長の在学証明書を添えて校長に提出しなければならない。

- 3 第四条第二項及び第五条第二項から第四項までの規定は、単位制による定期制の課程への転入学について準用する。

（再入学）

- 第八条 校長は、単位制による定期制の課程を退学した後一年を経過しない者で当該単位制による定期制の課程に再入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めたときは、その者の修得した単位に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、入学させることができる。

- 2 第四条第二項、第五条第二項から第四項まで及び第六条第三項の規定は、単位制による定期制の課程への再入学について準用する。

（復学等）

- 第九条 校長は、単位制による定期制の課程に係る復学願又は転籍願若しくは転科願の提出があつた場合において、教育上支障がないと認めたと

きは、その者の修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、復学又は転籍若しくは転科を許可することができる。

(過去に在学した高等学校において修得した単位)

第十条 校長は、単位制による定時制の課程の生徒が過去に在学した高等学校において単位を修得している場合において、教育上支障がないと認めたときは、当該修得した単位数を当該単位制による定時制の課程の全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

(様式)

第十一条 単位制による定時制の課程に係る願書、許可書等の様式は、鳥取県立高等学校学則に規定する様式に準じ、校長が別に定める。

(適用除外)

第十二条 単位制による定時制の課程については、鳥取県立学校管理規則及び鳥取県立高等学校学則の規定中学年による教育課程の区分を設けることと伴う部分は、適用しない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立学校管理規則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項に後段として次のようになる。

この場合において、高等学校の定時制の課程においては、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

第十六条に次の二項を加える。

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学(鳥取県立高等学校学則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第十号)第十六条、鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十二号)第十四条及び鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十三号)第十八条に規定する入学を除く。)を許可することができる。

別表の一の表鳥取西高等学校の項中

四年以上	四年	三年以上
を		

平成元年月20日 金曜日

に改め、同表鳥取農業高等学校の項中

四 年	四 年
四 年	三 年 以 上
三 年 以 上	三 年 以 上
三 年 以 上	三 年 以 上

に改め、同表吉東高等学校の項中

四 年	四 年
四 年 以 上	三 年 以 上
三 年 以 上	三 年 以 上
三 年 以 上	三 年 以 上

に改め、同表米子東高等学校の項中

四 年	三 年 以 上
三 年 以 上	三 年 以 上

める。

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第二条 鳥取県立高等学校学則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則

第十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「通信制の課程」を「定時制の課程」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程の運営に関する特例事項は、別に教育委員会規則で定める。

第八条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、各学年の課程の修了を認めることができる。

第十四条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学を許可することができます。

第十六条第一項を次のように改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

校長は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者で編入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めたときは、その者を第一学年の途中又は第二学年以上に入学させることができる。

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第三条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和五十一年三月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条の三中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学を許可することができる。

第十四条第一項を次のように改め、同条中第二項を削り、第三項を第

二項とする。

校長は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者で編入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めたときは、その者を第一学年の途中又は第二学年以上に入学させることができる。

第十四条第四項中「前条第二項から第四項まで」を「前条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条第三項中「第十三条の三第二項から第四項まで」を「第十三条の三第三項から第五項まで」に改める。

第十六条第二項中「第十三条の三第二項から第四項まで及び第十四条第三項」を「第十三条の三第三項から第五項まで及び第十四条第二項」に改める。

(鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)

第四条 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(昭和五十一年三月鳥取県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項を次のように改める。

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、高等部の各学年の課程の修了を認めることができる。

第十条に次の二項を加える。

4 専攻科の各学年の課程の修了は、生徒の出席状況及び学習の評価に基づいて、校長が認定する。

第十七条の二第一項に次の二項を加える。

ただし、校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学を許可すること

ができる。

第十八条第一項を次のように改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

校長は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者で編入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めたときは、その者を第一学年の途中又は第二学年以上に入学させることができる。

第二十条第二項中「第十八条第四項」を「第十八条第三項」に改める。

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則